

小川町告示第 号

小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）公告

小川地内 大寺橋水管橋添架管更新工事について、下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）要綱の規定によるものとする。

令和8年9月30日

小川町長 島田 康弘

記

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 小川地内 大寺橋水管橋添架管更新工事
- (2) 工事場所 比企郡小川町大字 小川 地内
- (3) 工事期間 契約確定の日から令和9年3月19日まで
- (4) 工事概要 工事延長 L=59.76m

水管橋添架管更新工

鋼管布設 SUS80A L=51.97m、HPPE 布設 φ75 L=8.02m

伸縮可とう管設置工 N=2 基、既設管撤去工 一式

2 入札手続きの方法等

本件入札は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下、電子入札システムという。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は当該方法による。

3 入札書の提出期間及び開札日時

- (1) 入札書の提出期間

令和8年10月15日（木） 午前9時00分から

令和8年10月16日（金） 午後4時00分まで

(2) 開札日時

令和8年10月19日（月） 午前9時30分

4 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 形態 単体企業

(2) 登録業種等

ア 令和7・8年度小川町指名参加業者名簿に対象工事に対応する業種（土木工事業、土木一式工事）で登載されている者。

イ 東松山県土整備事務所管内に本店もしくは代理権を有する営業所等（代表者から入札及び契約等に関する権限について委任を受けた代理人を置く営業所をいう。）を有する者。

ウ 下請負代金の総額が5,000万円（建築工事業である場合には8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 配置する技術者

ア 主任技術者または監理技術者の資格を有する者をこの工事に適切に配置できること。ただし、請負代金額が4,500万円以上となる場合はこの工事の全工期に専任で配置できること。

イ 入札申込日以前の3か月前から恒久的に雇用している者。（事後審査書類提出時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しまたは監理技術者資格者証の写し等により確認）

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。

エ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

オ 本工事は「小川町建設工事における技術者の専任に係る取扱い」の対象とする。

(4) 現場代理人

本工事は下記のいずれかの場合に「現場代理人に関する常駐規定の緩和基準」の「兼務を認める工事」の対象とする。

ア 当初請負契約額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事の場合

イ 当初請負契約額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上

の工事は「小川町建設工事における技術者の専任に係る取扱い」により主任技術者の兼務が認められる場合

(5) 実績等

有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が、８００点以上の者。ただし、小川町内に営業所等を有する者は６００点以上の者。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 施行令第１６７条の４の規定に該当する。

イ この案件の公告日から入札日までの期間に小川町指名停止等措置要綱及び小川町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名停止措置を受けている者。

ウ 会社更生法（平成１４年法律１５４号）に基づく更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成１１年法律２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、裁判所からの更正又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。

(7) 社会保険等

公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに適法に加入していること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

(8) 電子証明について

電子入札システムを利用して行う入札のため、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。ただし、小川町が紙による入札を認めた場合はこの限りではない。

5 競争参加資格確認申請書の提出

(1) 配布日

令和８年９月３０日（水） 午前９時００分から

(2) 申請締切日

令和８年１０月１４日（水） 午後４時００分まで

入札参加を希望する者は、上に示す期間内にシステムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出すること。ただし、社名や代表者の変更により電子証

明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき「紙入札方式参加申請書」（様式１）を、競争参加資格確認申請書の申請締切日までに町に紙媒体で提出して承認を得ること。

6 設計図書等

設計図面、設計書、仕様書、及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は次のとおり、質問書を電子メールにより提出しなければならない。

(1) 受付期間

令和８年９月３０日（水） 午前９時００分から

令和８年１０月６日（火） 午後３時００分まで

(2) 提出方法

電子メールによる。電子メールアドレス ogawa115@town.saitama-ogawa.lg.jp

質問を電子メールで提出した際は、到達確認の電話を必ず上下水道課水道グループ水道施設担当へすること。

(3) 質問に対する回答

ア 掲示場所

質問に対する回答はシステムに掲示する。

イ 掲示日

令和８年１０月９日（金）午後３時００分

ウ 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札保証金

小川町契約規則（昭和 39 年規則第 1 号）第 7 条第 1 項第 3 号の規定により免除する。

10 最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。）

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が 1 者であっても入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は 2 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札の辞退は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき、原則としてシステムにより行うものとする。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

イ 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムのくじにより落札候補者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

1 2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないときにおける当該落札候補者のした入札
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (5) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 入札書に記載された金額が入札金額見積内訳書の税抜合計額と異なる（1万円未満の端数処理と認められる場合を除く。）入札
- (7) 入札金額見積内訳書に不備のあった入札
- (8) 紙入札とした場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合（金額の訂正は無効）においては、その個所に押印のない入札書による入札

ウ 押印された印影が明らかでない入札書による入札

エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

オ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

カ 他者の代理を兼ねた者がした入札

キ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

- (9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1 3 入札参加資格の有無の確認

開札後、落札候補者となった者は、参加資格確認に必要な資料を指示された日の翌日から起算して、2日以内に提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない

ない。

1 4 入札参加資格の確認通知

- (1) 入札参加資格の確認結果は、電話及び通知書により連絡及び通知する。
- (2) 入札参加資格がある旨の確認通知には、契約保証金の納付について示す。
- (3) 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

1 5 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、小川町は一切の責任を負わない。

1 6 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付については、保証会社との間に小川町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は、免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、町に帰属するものとする。

1 7 支払条件

(1) 前金払

する。（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあっては、その年割額の40%以内とする。）

(2) 中間前金払

する。（その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあっては、その年割額の20%以内とする。）

- (3) 部分払
しない。

1 8 その他

- (1) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に適切に配置すること。ただし、請負代金額が4, 500万円以上となる場合はこの工事の全工期に専任で配置すること。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1 9 問い合わせ

- (1) 入札、契約等に関する問い合わせ
小川町 政策推進課 政策推進グループ 管財契約担当
電話番号 0493-72-1221 （内線）225
- (2) 設計書等の内容に関する問い合わせ
小川町 上下水道課 水道グループ 水道施設担当
電話番号 0493-72-1221 （内線）184